

藤里町子ども・子育て支援事業計画

第2期（令和2年度～令和6年度）

令和2年3月

藤里町教育委員会

(余 白)

目 次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景及び趣旨	1
2 子どもを取り巻く国の動向	2
(1) 人口動態	2
(2) 合計特殊出生率	2
(3) 子どもの貧困率	2
3 計画の位置づけ	3
(1) 根拠法	3
(2) 藤里町における他計画との関係	5
4 計画の実施期間	5
5 計画の策定体制	6
(1) ニーズ調査の実施	6
(2) 藤里町子ども・子育て会議による審議	6
(3) パブリックコメント	7
6 県や近隣市町村との連携	7
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	9
1 本町における人口の状況	9
(1) 人口の推移	9
(2) 子どもの人口状況	10
(3) 出生数の推移	11
(4) 合計特殊出生率の推移	11
2 子育て世帯の推移	12
3 子育て支援事業の提供体制	12
4 施策の進捗評価	13
5 本町における課題の整理	13
第3章 計画の基本的な考え方	15
1 計画の基本理念	15
2 計画の基本的視点	15
3 計画の基本目標	16
4 施策の展開	17
(1) 施策の体系	17

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画……………18

- 1 法定事業の量の見込みと確保方策の概要……………18
- 2 教育・保育事業等の提供区域……………19
- 3 保育の必要性の認定……………19
- 4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推進……………20
 - (1) 推進手順……………20
 - (2) 子ども人口の推計……………20

第5章 施策の展開……………21

- 1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策……………21
 - (1) 幼児期の学校教育・保育量の見込みと確保の方策……………21
 - (2) 教育・保育の一体的提供の推進……………24
 - (3) 幼児期の教育・保育に関するその他の施策……………24
- 2 地域子ども・子育て支援事業……………25
 - (1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策……………25

第6章 計画の推進体制……………33

- 1 計画の推進体制……………33
 - (1) 家庭の役割……………33
 - (2) 地域社会の役割……………33
 - (3) 保育園・幼稚園・学校教育の役割……………33
 - (4) 行政の役割……………33

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景及び趣旨

藤里町（以降「本町」という。）では、国の少子化対策と連動して平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年3月に藤里町次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、子育て支援の推進に努めてきました。その5年後の平成22年3月に改訂した後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する町民ニーズにも対応できるよう前期計画を評価・検討し、子育て支援センターの機能を拡充し、子育て支援体制の充実を図るなど、必要な見直しを行いました。

また、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度への移行に伴い、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握した上で、町内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「藤里町子ども・子育て支援事業計画」を作成し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を推進してきました。

子ども・子育て支援法等に基づく「第1期藤里町子ども・子育て支援事業計画」が5年1期の計画期間（平成27年度～令和元年度）の終了を迎えることから、子ども・子育て支援の更なる充実を図るため、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期藤里町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会状況の変化に対応しつつ、各計画と連携しながら、子ども・子育て支援施策を総合的に推進していき、切れ目のない支援による子育て環境の充実を目指していきます。

2 子どもを取り巻く国の動向

(1) 人口動態

総人口は平成20年の1億2,808万人をピークに減少に転じ、平成30年で1億2644万人となっています。国立社会保障・人口問題研究所の「将来推計人口」によると、総人口は令和35年には1億人を割って9924万人となります。年少人口（0～14歳）は平成30年で1,542万人と年々減少傾向にあり、令和38年には1,000万人を下回ることが予想されています。

(2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は平成17年には過去最低である1.26まで落ち込みましたが、近年は微増傾向となっており、平成30年で1.42となっています。しかし、人口維持に必要な水準である2.07を大きく下回っており、いかに子どもを産み育てやすい環境をつくり、出生率を高めていくかが大きな課題です。

(3) 子どもの貧困率

「子どもの貧困率」（17歳以下の子どもが対象）は平成27年の国民生活基礎調査によれば13.9%と、平成25年調査時（16.3%）より景気や雇用状況の好転があり、約7人に一人の子どもが貧困状態にあるという数値が示されています。

また、経済協力開発機構（OECD）が平成26年にまとめた報告書では、日本の貧困率は加盟国平均値（13.3%）を上回っており、36か国中24位と低位となっています。

3 計画の性格と位置づけ

(1) 根拠法

本計画は、子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づく計画として位置づけられます。2つの法律に基づく事項を1つの計画書としてまとめる本計画は、本町の子ども・子育て分野の施策・事業を網羅的かつ体系的にまとめる計画としての性格を持ちます。

① 計画の法根拠と記載事項

	子ども・子育て支援事業計画	次世代育成支援行動計画
根拠法	子ども・子育て支援法	次世代育成支援対策推進法
目 的	幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画を定める	次世代育成支援対策のための集中的・計画的な取り組みを推進する
記 載 事 項	【基本的記載事項】 ■教育・保育提供区域の設定 ■幼児期の学校教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ■地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容、実施時期 ■幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保の内容 【任意記載事項】 ■産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保又は特定地域型保育事業の円滑な利用の確保 ■保護を要する子どもの養育環境の整備、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携 ■労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携	1)地域における子育ての支援 2)母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進 3)子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4)子育てを支援する生活環境の整備 5)職業生活と家庭生活との両立の推進等 6)子どもの安全の確保 7)要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

② 子ども・子育て支援の意義のポイント

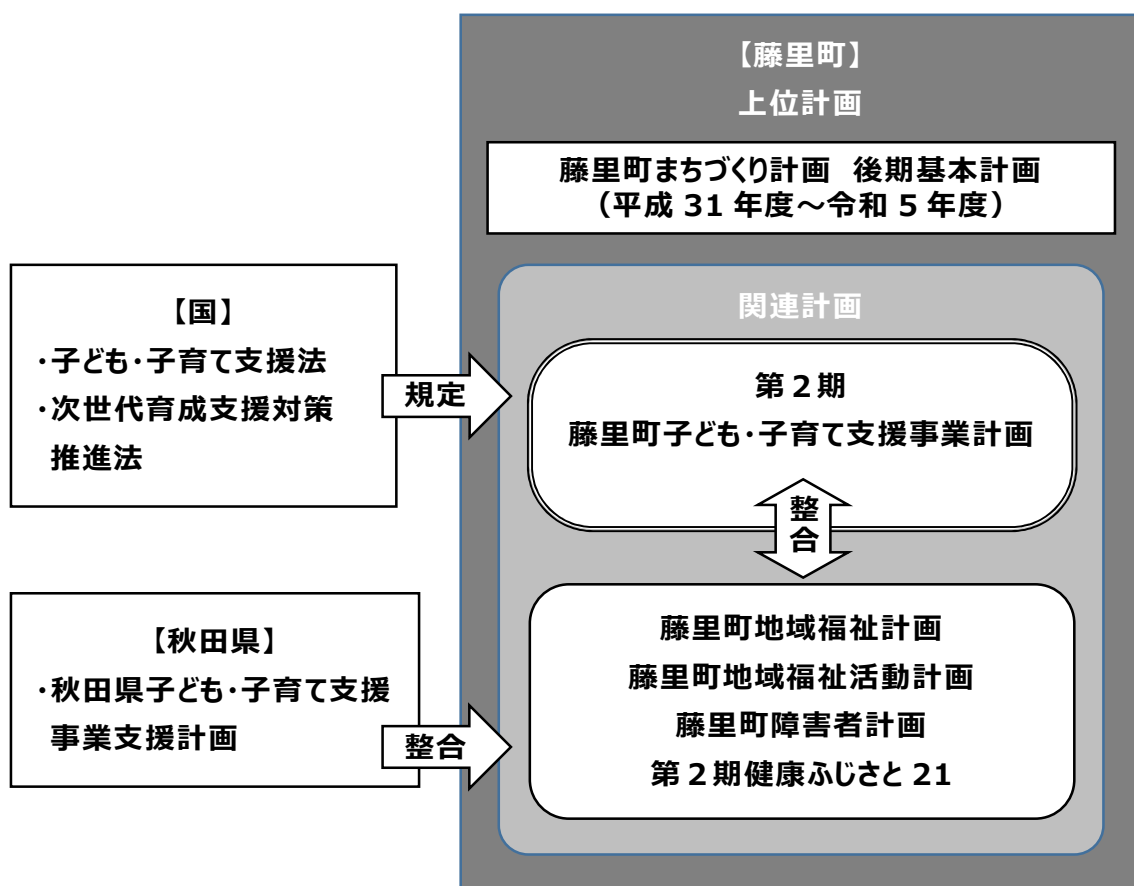
- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家庭を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どものすこやかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提として、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものよりよい育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どものすこやかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協議し、それぞれの役割を果たすことが必要。

子ども・子育て支援法に基づく基本指針より

(2) 藤里町における他計画との関係

本計画は、本町が目指すまちの姿やそれを実現するための政策・施策の方向性が示されている藤里町まちづくり計画（後期基本計画）を上位計画とし、子ども・子育て分野の施策・事業の方向性を詳細に示す計画と位置づけられます。

子ども・子育て分野に関する、本町の各分野の関連計画と連携・整合させながら、施策・事業を展開していきます。



4 計画の実施期間

本計画の実施期間は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度 令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
子ども・子育て支援事業計画									
			ニーズ 調査	策定	第二期子ども・子育て支援事業計画				

5 計画の策定体制

(1) ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施し、調査結果から得られた子育ての現状や今後子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定を行うための基礎資料として活用しました。

① 調査対象

藤里町在住の0歳児～5歳児（在宅児・保育園児・幼稚園児）及び小学校1～3年生に子を持つ全ての保護者を対象として実施しました。

※家庭の記入負担を軽減するため、1世帯1調査票となるよう兄弟姉妹がいる場合は、末子を調査対象とした。

② 調査期間

平成31年2月8日～平成31年2月28日

③ 回収状況

調査対象	調査方法	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	郵送による配布 郵送及び各施設による回収	66 世帯	48 世帯	72.72%
小学生の保護者	郵送による配布 郵送及び各施設による回収	28 世帯	24 世帯	85.71%

(2) 藤里町子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、子どもたちをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、保護者、学識経験者、事業従事者、関係団体代表などから構成される「藤里町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和2（2020）年2月15日(土)～令和2年3月13日(金)に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

6 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保方策の検討にあたっては、県とはニーズ調査の手法や適正な把握についての調整を行い、近隣市町村とは事業の内容や地域間格差是正に向けた協議・調整を行いながら、町民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。

(余 白)

第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本町における人口の状況

(1) 人口の推移

平成12年からの藤里町の人口推移をみると、総人口は年々減少傾向で推移しています。少子高齢化により老年人口は概ね横ばいを続けているため、総人口に対する割合は増加傾向にあります。

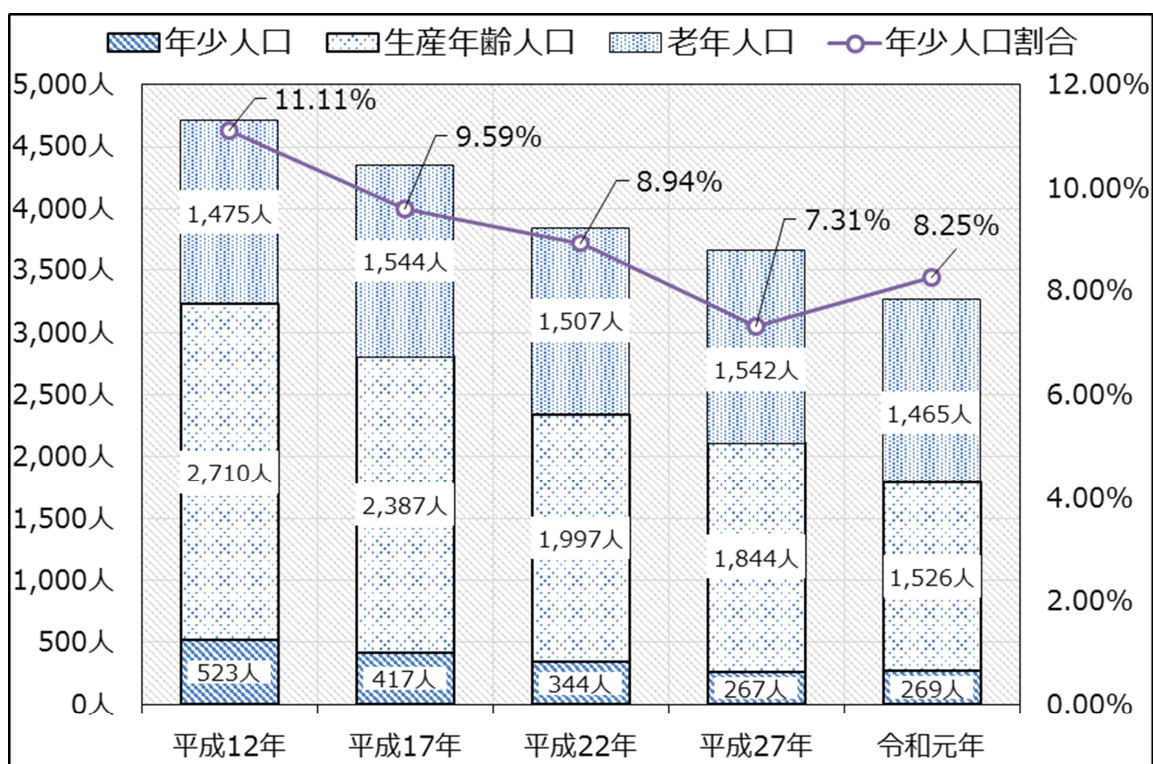
また、総人口のうち、本計画の主な対象である年少人口の割合をみると、平成27年には7.31%、令和元年には8.25%と、増加しており、総人口が減少する一方で、年少人口は横ばいとなっている。

【3 階級人口推移】

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和元年	
年少人口	523人	11.11%	417人	9.59%	344人	8.94%	267人	7.31%	269人	8.25%
生産年齢人口	2,710人	57.56%	2,387人	54.90%	1,997人	51.90%	1,844人	50.48%	1,526人	46.81%
老年人口	1,475人	31.33%	1,544人	35.51%	1,507人	39.16%	1,542人	42.21%	1,465人	44.94%
総人口	4,708人		4,348人		3,848人		3,653人		3,260人	

※国勢調査より（令和元年は9月30日の実数）

図 3階級人口の推移

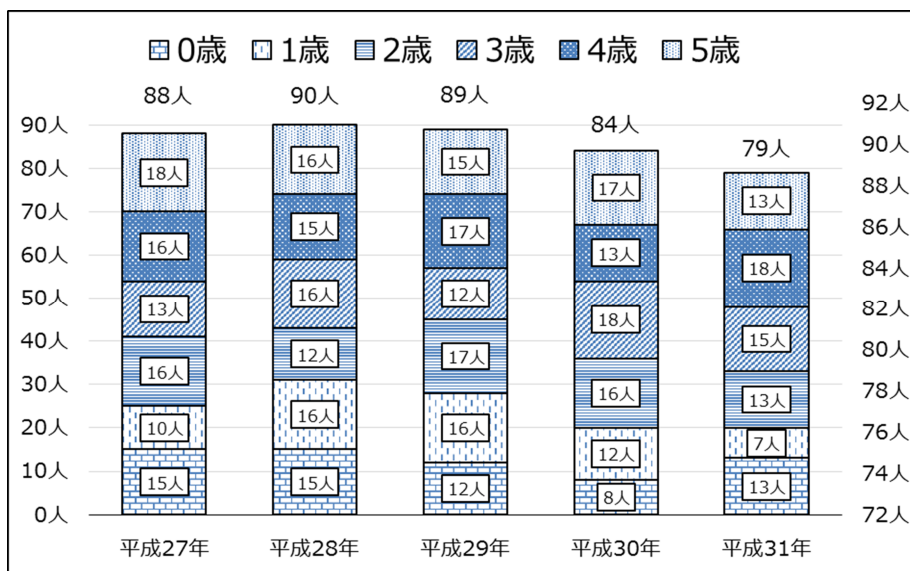


(2) 子どもの人口状況

① 年齢別就学前児童数の推移

本町の0歳から5歳の子ども人口は平成29年以降減少しており、平成31年4月現在で79人となっています。

図 子ども人口の推移（0歳～5歳）

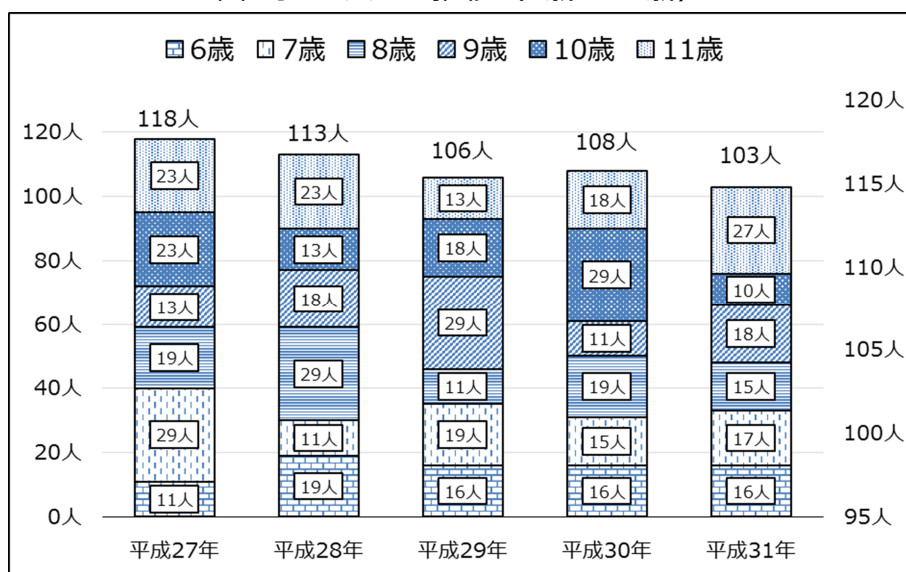


資料:住民基本台帳（各年3月末現在）

② 年齢別就学児童数の推移

本町の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少傾向にあり、平成31年4月現在で103人となっています。

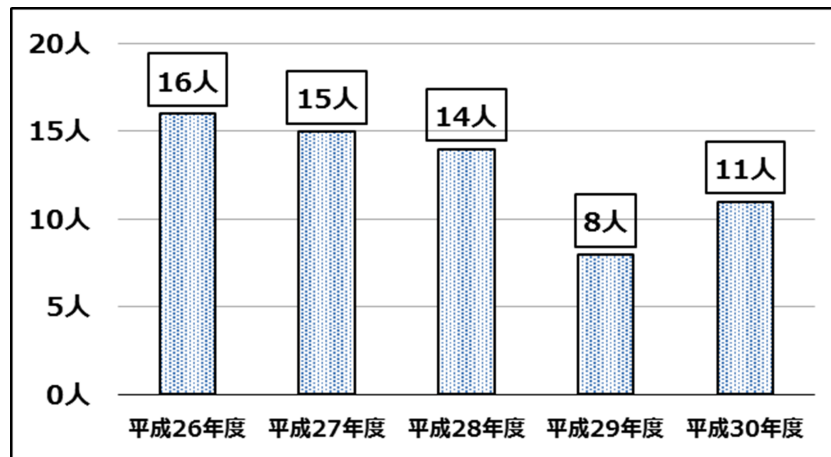
図 子ども人口の推移（6歳～11歳）



資料:住民基本台帳（各年3月末現在）

(3) 出生数の推移

本町における出生数は、最近の5年間で比較した場合、平成26年度をピークに減少傾向にあります。令和元年度の出生予定は4人とされており、著しい減少が予想されます。



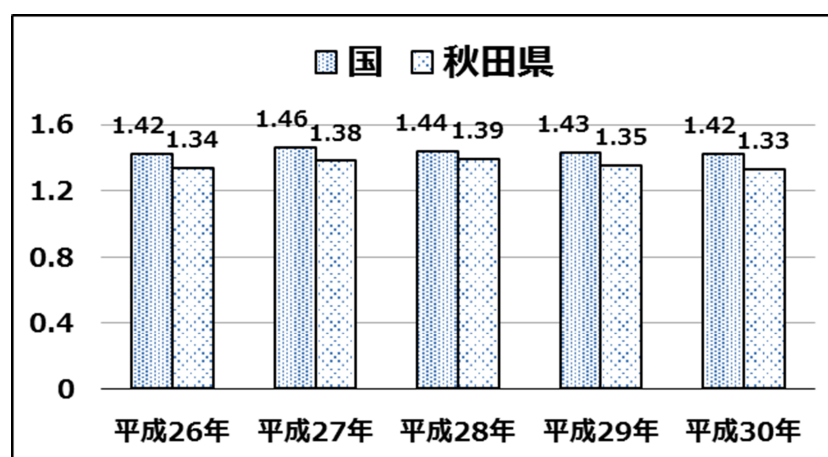
資料：藤里町戸籍届出件数

(4) 合計特殊出生率の推移

本町の合計特殊出生率は、平成24年の1.37から更新されておりませんが、国・県の推移からみると、最近はやや横ばいとなることが推測されます。

【合計特殊出生率の推移】

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
国	1.42	1.46	1.44	1.43	1.42
秋田県	1.34	1.38	1.39	1.35	1.33



資料：秋田県人口動態統計

2 子育て世帯の推移

平成12年からの子育て世帯の推移をみると、全体的に減少傾向で推移しています。第2章 1（1）人口の推移と比較して、平成27年の年少人口は267人、令和元年は269人と、2名増加しているのに対し、18歳未満親族のいる世帯が減少しているため、近年は兄弟姉妹の出生が多かったことが推測されます。

【子育て世帯（18歳未満の子供がいる世帯）の推移】

	平成12年		平成17年		平成22年		平成27年		令和元年	
18歳未満親族のいる世帯	386世帯	26.90%	314世帯	22.30%	246世帯	18.70%	197世帯	16.20%	153世帯	13.40%
6歳未満親族のいる世帯	142世帯	9.90%	106世帯	7.50%	78世帯	5.90%	63世帯	5.20%	56世帯	4.90%
一般世帯	1,435世帯		1,407世帯		1,313世帯		1,215世帯		1,143世帯	

※国勢調査より（令和元年は9月30日の実数）

3 子育て支援事業の提供体制

本町の子育て支援事業の提供体制は、保育園及び幼稚園ともに1箇所ずつを公立で設置しています。通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間においては、保育園では延長保育事業、幼稚園では預かり保育事業を実施し、子育てしながら安心して働くことができる環境整備に努めています。

また、子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導及び地域のニーズに応じるため、家庭的保育を行う者への支援を行うことを目的とした子育て支援センターを開設し、ばんぶ〜ひろば（毎月）の開催や生後2ヶ月の全家庭に保育士と保健師が訪問など、子育てに関する情報提供やサポートを行っています。

なお、在宅園児幼児期の教育・保育事業では、現時点及び過去においても待機児童はおりませんでした。

4 施策の進捗評価

第1期藤里町子ども・子育て支援事業計画は「次世代育成支援行動計画（後期）」から引き継ぎ「子どもが健やかに育つ支援」を基本理念とし、

- ①子どもたちの健やかな成長を支援する視点
- ②子育て中の保護者が、安心して子育てできることを支援する視点
- ③地域の人みんなで子育てを温かく見守り支援する視点

を基本的視点として行動計画を定めました。

市町村が地域の実情に応じ、事業を実施する「地域子ども・子育て支援事業」では、ニーズ調査の結果から、11事業を掲げ事業実施を進めてきました。放課後児童クラブの開所時間拡大など、保護者の要望に応じた既存事業の見直しは行ってきましたが、病児保育事業や利用者支援事業など、新規事業の実施には至りませんでした。

5 本町における課題の整理

国においては「子育て安心プラン」において、令和2年度までに待機児童の解消を目指しています。また、「新・放課後子ども総合プラン」において、近年の女性就業率の上昇等により、さらなる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブの受け皿の整備を目標として掲げています。

本町においては、現時点及び過去において、放課後児童クラブ、保育園、幼稚園に待機児童はなく、また、一時預かり保育や延長保育、放課後児童クラブの開所時間などについても、できる限り保護者の要望に対応して実施してきました。

しかしながら、本町の課題は人口減少と少子高齢化に歯止めをかけるまでには至らない現状であり、特に、乳幼児を持つ子育て世帯をはじめとする若年世代の人口減少に歯止めをかけることができない背景には、子育て環境のみならず、就労の場の確保や居住環境など、クリアしなければならない課題があります。

そのため、子ども・子育て支援の充実とともに、人口減少問題に総合的に対処していくことが必要であるため、「藤里版総合戦略」とも調和を図り、課題克服に向け推進するものとします。

(余 白)

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画においては、計画の基本理念を第1期計画から引き継ぎ、社会全体で、子どもが健やかに育つよう、支えることを基本理念とし、以下のように定めます。

【 基本理念 】

子どもが健やかに育つ支援

2 計画の基本的視点

また、基本的視点についても第1期計画を引き継ぎ、以下の3つの視点を町子ども・子育て支援の、その視点に立った上で、本計画における基本的な目標や施策方向を考えます。

①子どもたちの健やかな成長を支援する視点

子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮し、取り組むこと。

②子育て中の保護者が、安心して子育てできることを支援する視点

すべての保護者が、心身ともにゆとりを持って子育てできるよう、誰もが「サービスを受ける機会」、「学ぶ機会」を得られるような体制を推進整備すること。

③地域みんなで子育てを温かく見守り支援する視点

地域全体で子育て中の家族を支えることにより、子育ての様々な負担感の軽減を図り、互いに助け合う地域づくりと、そのためのネットワークの構築を目指すこと。

3 計画の基本目標

基本理念及び基本的視点から、計画の基本目標として7つの目標を引き続き掲げます。

基本目標 1 地域における子育ての支援

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心してゆとりある子育てができるよう、地域における様々な子育て支援を推進します。

基本目標 2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

子供たちが健やかに成長するには、保健・医療の充実が不可欠となります。各種の健診や育児学級、訪問指導などの母子保健事業により、充実したサービスの提供に努めます。

基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもたちが、生涯にわたり、集い、学び、自分を高めていくことができるよう、藤里らしい豊かな自然と文化に恵まれた地域性を生かし、生涯学習社会の実現のため、自然や文化にふれあう教育環境整備に努めます。

基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと親がともに安心して生活できる住宅や道路などのインフラ環境のほか、公共施設なども多角的な視点から整備、改善していきます。

基本目標 5 職業生活と家庭生活の両立の推進

仕事と子育てを両立するためには、家庭生活の調和が重要であり、また、男女ともに多様な働き方が可能となるような職場環境づくりを推進していきます。

基本目標 6 子ども等の安全の確保

子どもを事故や犯罪から守るべく、学校、家庭、地域が協力し、関係機関との連携のもと見守りパトロールの実施や啓発活動などを行い、安全な生活環境を整備します。

また、防災対策についても、避難訓練などを通じて行動できるよう推進します。

基本目標 7 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進

すべての子どもの権利と自由を守るため、ひとり親世帯の自立支援、児童虐待防止、障がい児施策の充実に努めます。

4 施策の展開

(1) 施策の体系

〈基本理念〉	〈基本的視点〉	〈基本目標〉	〈施策目標〉
子どもが健やかに育つ支援	①子どもたちの健やかな成長を支援する視点	●基本目標 1 地域における子育ての支援	①地域における子育て支援策の充実 ②交流の促進 ③相談体制・情報提供体制の充実
	②子育て中の保護者が、安心して子育てできることを支援する視点	●基本目標 2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	①子どもや母親の健康の確保 ②食育の推進 ③思春期保健対策の充実 ④小児医療の充実
	③地域の人々で子育てを温かく見守り支援する視点	●基本目標 3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	①子どもの生きる力の育成に向けた学級の教育環境等の整備 ②家庭や地域の教育力の向上 ③子どもを取り巻く環境対策の推進
		●基本目標 4 子育てを支援する生活環境の整備	①良質な住宅の確保と安全な道路交通環境の整備 ②安全・安心なまちづくりの推進
		●基本目標 5 職業生活と家庭生活の両立の推進	①仕事と子育ての両立の推進 ②男女共同による子育ての推進
		●基本目標 6 子ども等の安全の確保	①子どもの交通安全を確保するための活動の推進 ②子どもを犯罪等から守るための活動の推進 ③防災対策
		●基本目標 7 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進	①児童虐待防止対策の充実 ②ひとり親家庭の支援の推進 ③障がい児施策の充実

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業計画

1 法定事業の量の見込みと確保方策の概要

子ども・子育て支援法では、第60条で「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」の円滑な実施に向け、総合的に施策を推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めています。

本計画では、この「基本指針」に基づき、教育・保育事業等の現在の利用状況及び潜在的な利用希望を把握した上で区域を設定し、区域ごとの教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及び実施時期について計画する必要があります。

目標事業量の設定が定められている事業の一覧

教育・保育施設及び地域型保育事業

○施設型給付

- ・幼稚園
- ・保育所
- ・認定こども園

○地域型保育給付

- ・小規模保育事業
- ・家庭的保育事業
- ・居宅訪問型保育事業
- ・事業所内保育事業

地域子ども・子育て支援事業

- ① 利用者支援事業
（子育て世代包括支援センター）
- ② 時間外保育事業（延長保育）
- ③ 放課後児童健全育成事業
（放課後児童クラブ）
- ④ 子育て短期支援事業
（ショートステイ）
- ⑤ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑥ 養育支援訪問事業及び子どもを守る
地域ネットワーク機能強化事業
（その他の要保護児童等の支援に資する事業）
- ⑦ 地域子育て支援拠点事業
- ⑧ 一時預かり事業（一時保育）
- ⑨ 病児・病後児保育事業
- ⑩ 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・センター事業）
- ⑪ 妊婦健康診査
- ⑫ 実費徴収にかかる補足給付を行う事業
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを
促進するための事業

2 教育・保育事業等の提供区域

本町の区域設定については、児童人口の推計や現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況等、事業の特性や実態を考慮し、町内全域で需要・供給調整を柔軟に行えるよう町内全域を教育・保育等の区域として設定します。

【区域設定の際のポイント（抜粋）】

- ・地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案する。
- ・小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める必要がある。
- ・区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

3 保育の必要性の認定

子ども・子育て支援法では、保育所や認定こども園、小規模保育施設の利用を希望する場合、市町村に対して「教育・保育給付認定申請書」を提出し、施設を利用するための「保育の必要性の認定」を受けることとなっています。保護者から申請を受けた市町村は、客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで給付を支給します。

目標事業量の設定が定められている事業の一覧

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上で学校教育のみの子ども	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた子ども	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた子ども	保育所 認定こども園 小規模保育施設

4 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推進

(1) 推進の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み算出にあたり、町民の子育てに関する生活実態や要望・意見を把握するため、就学前児童の保護者と小学生の保護者を対象に子ども・子育て支援に関するニーズ調査を行いました。この結果をもとに国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」と「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版）」に基づき、本町の地域特性と利用実績を検証しながら各事業の「量の見込み」を算出しました。

(2) 子ども人口の推計

本町の子ども人口の推計について、平成31年度の0～5歳児の合計人数は、第1期計画の実績では74人の推計に対し79人の実績であり、総人口が減少傾向にある中、推計以上の出生がありました。

令和元年度の出生予定は4名であり、近年の実績を大幅に下回ることが想定されますが、令和2年度に計画されている定住化促進住宅の整備や令和5年度の義務教育学校の開校を考慮し、令和6年度までの出生数は、増加傾向で推移していく将来推計としました。

【子ども人口の推計】

	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
0歳	11人	4人	4人	6人	8人	10人
1・2歳	19人	18人	15人	8人	10人	14人
3～5歳	45人	46人	35人	31人	22人	19人
0～5歳	75人	68人	54人	45人	40人	43人
6～8歳	47人	44人	46人	45人	46人	35人
9～11歳	55人	43人	49人	47人	44人	46人
6～11歳	102人	87人	95人	92人	90人	81人

第5章 施策の展開

1 教育・保育施設の需要量及び確保の方策

(1) 幼児期の学校教育・保育量の見込みと確保の方策

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

【 令和2年度 】

		令和2年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		46		18	4	
量の見込み（A）		46	0	0	18	4
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育園 認定こども園	46	0	18	4	
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0	0	0	0	
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	0	0	0	
認可外保育施設		0	0	0	0	
確保量合計（B）		46	0	18	4	
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	0	0	

【 令和3年度 】

		令和3年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		35			15	4
量の見込み（A）		35	0	0	15	4
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育園 認定こども園	35		0	15	4
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0		0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0		0	0	0
認可外保育施設		0		0	0	0
確保量合計（B）		35		0	15	4
過不足（C）＝（B）－（A）		0		0	0	0

【 令和4年度 】

		令和4年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		31		8	6	
量の見込み（A）		31	0	0	8	6
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育園 認定こども園	31		0	8	6
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0		0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0		0	0	0
認可外保育施設		0		0	0	0
確保量合計（B）		31		0	8	6
過不足（C）＝（B）－（A）		0		0	0	0

【 令和5年度 】

		令和5年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		22		10	8	
量の見込み（A）		22	0	0	10	8
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育園 認定こども園	22		0	10	8
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0		0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0		0	0	0
認可外保育施設		0		0	0	0
確保量合計（B）		22		0	10	8
過不足（C）＝（B）－（A）		0		0	0	0

【 令和6年度 】

		令和6年度				
		1号認定	2号認定		3号認定	
			教育を希望	左記以外	1・2歳	0歳
児童数（推計）		19		14	10	
量の見込み（A）		19	0	0	14	10
確保量						
特定教育・保育施設	幼稚園 保育園 認定こども園	19		0	14	10
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	0		0	0	0
特定地域型保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0		0	0	0
認可外保育施設		0		0	0	0
確保量合計（B）		19		0	14	10
過不足（C）＝（B）－（A）		0		0	0	0

【 今後の方向性 】

今後の児童数の推移を考慮すると、需要量の見込みに対する確保方策として、教育・保育施設の規模は満足している状況にあります。これまでも待機児童は生じておりませんが、保育士等の人材不足による待機児童が懸念されます。人材確保や保育の質の担保・向上を図ります。

（２）教育・保育の一体的提供の推進

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置に向けて、保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、関係施設と相互に連携し、認定こども園への意向について必要な情報共有を行いながら、推進方法について、検討していきます。

（３）幼児期の教育・保育に関するその他の施策

教育・保育施設において提供するサービスの「質の向上」のために、教育・保育に携わる保育士等の人材確保に努めるとともに、幼稚園教諭・保育士等や放課後児童支援員に研修等の機会を提供し、人材の資質の向上を目指し、サービスの「質の向上」に努めます。

2 地域子ども・子育て支援事業

(1) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の方策

すべての子育て家庭が、それぞれに合った支援を受けることができるよう、子ども・子育て支援法に基づいた地域子ども・子育て支援事業について寮の見込みと確保策を定め、計画的に各事業を推進していきます。

① 利用者支援事業

【概要】

子どもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、子どもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連携調整等を総合的に行う事業です。

【量の見込みと確保策】（実施箇所数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
確保策（B）	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
母子保健型	1	1	1	1	1
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

藤里町役場（町民課）及び隣接する藤里町総合開発センター（保健室）を実施場所として令和2年度に「藤里町子育て世代包括支援センター」を開設し、担当保健師を配置することで、一体的な支援体制の構築に取り組んでいきます。

② 時間外保育事業（延長保育）

【概要】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、認定子ども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【量の見込みと確保策】（実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	6	5	4	5	7
確保策（B）	6	5	4	5	7
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本町では、藤里保育園で実施しております。現在の保育士の人員を確保することで、今後の需要についても対応可能と考えられます。保護者等の保育サービスへのニーズをみながら、引き続き職員の配置や資質の向上に努めます。

③ 放課後児童健全育成事業（あそぼクラブ）

【概要】

保護者の就労等により昼間適切な監護を受けることができない小学校に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保策】（登録児童数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	49	52	52	51	43
小学1～3年生	35	36	36	36	28
小学4～6年生	14	16	16	15	15
確保策（B）	40	40	40	40	40
差引（B）－（A）	-9	-12	-12	-11	-3

【今後の方向性】

本町では、町内の公共施設内1箇所にて、3年生までを対象に実施しています。現在の支援員の人員を確保することで、今後の運営についても対応可能と考えられます。高学年の受け入れについては、ニーズ調査の他にも保護者からの要望があるため、現状の施設での受入れについて、利用希望者の実数を把握するなど確保方策を検討していきます。

また、国の「新・放課後子供総合プラン」の方針に沿い、「放課後子供教室」の計画的な整備や学校施設の活用、放課後児童クラブとの連携実施等について検討していきます。

④ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

【概要】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【量の見込みと確保策】（人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保策（B）	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本町では、当時業を実施できる施設が現在のところありません。

計画期間中及び次期計画策定時においても需要の動向をみながら、対応を協議していきます。

⑤ 乳児家庭全戸訪問事業

【概要】

保健師又は訪問指導員が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、子どもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【量の見込みと確保策】（実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	4	4	6	8	10
確保策（B）	4	4	6	8	10
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本町では、子育て支援センターの支援活動として、産後2ヶ月の全家庭に保育士と保健師が訪問しており、提供体制は確保できております。今後、藤里町子育て世代包括支援センター事業との連携・調整を行うことで、支援体制の一層の強化に取り組んでいきます。

⑥ 養育支援訪問事業

【概要】

養育支援が特に必要であると認められる家庭を訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりと、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケアを目的とします。

【量の見込みと確保策】（実人数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保策（B）	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本町では、現在までに対象となる家庭はありませんが、妊婦健診や乳児家庭全戸訪問事業、保護者からの相談の際に養育支援が必要と見られる家庭には、事後の指導や声かけを行っていきます。

⑦ 地域子育て支援拠点事業

【概要】

妊娠期の方、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育て相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保策】（延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	48	48	72	92	120
確保策（B）	48	48	72	92	120
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本町では、子育て支援センターを1箇所事業を実施しています。今後も、藤里保育園を拠点として、専従に配置された保育士を中心に、育児に関する相談の実施や親子の交流の場の提供、子育て家庭向け講座の開催などを行います。

また、子育て世代包括支援センターと連携し、さらに充実した子育て支援の体制づくりを行っていきます。

⑧ 一時預かり事業

【概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込みと確保策】 幼稚園在園児対象の預かり保育（延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	7,020	5,210	4,610	3,400	2,800
確保策（B）	7,020	5,210	4,610	3,400	2,800
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本町では、藤里幼稚園で実施しています。現在の体制を維持することで、今後の需要についても対応可能と考えられます。保護者等の保育サービスへのニーズをみながら、引き続き職員の配置や資質の向上に努めます。

【量の見込みと確保策】 幼稚園の預かり保育以外（延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	46	40	29	38	51
確保策（B）	46	40	29	38	51
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本町では、藤里保育園（0歳児～2歳児）で実施しております。現在の保育士の人員を確保することで、今後の需要についても対応可能と考えられます。利用方法の周知を行うとともに、利用希望者が利用しやすい環境を整えていきます。

⑨ 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

【概要】

病児及び病後時について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【量の見込みと確保策】（延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保策（B）	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本町では、常時開設している病院が無いことなどから対応が難しい状況ですが、平成31年度から能代市と病時保育事業の広域利用に関する協定を締結し、利用可能となっています。現在実施している病時・病後保育事業の周知に努めるとともに需要の動向を見ながら、対応を検討していきます。

⑩ 子育て支援活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【概要】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と当該援助を行うことを希望する者（援助会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込みと確保策】（延べ利用者数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	0	0	0	0	0
確保策（B）	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本町では、ファミリー・サポート・センター事業を実施していません。ニーズ調査の結果を見ても、利用希望がありませんでしたので、需要の動向を見ながら、対応を協議していきます。

⑪ 妊婦健康診査事業

【概要】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊婦期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊娠の届出の際に母子健康手帳交付と併せて妊婦健康診査受診票を交付します。

【量の見込みと確保策】（利用回数）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み（A）	64	64	96	128	160
確保策（B）	64	64	96	128	160
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【今後の方向性】

本町妊婦健康診査は、県内の契約医療機関で受診でき、妊婦一般健康診査（16回分）、妊婦子宮頸がん検査・クラミジア検査等、妊婦精密健康診査、妊婦歯科健康診査の費用を助成しています。今後も現状どおり継続します。

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【概要】

保護者の世帯所得の状況等に勘案して、保護者が幼稚園等へ支払う副食材料等の実費徴収費用について補助する事業です。

【今後の方向性】

本町の教育・保育施設では、本町が定める利用者負担額に上乗せ徴収を行っていないため、国の動向をみながら、対応を協議していきます。

⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

【概要】

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業です。

【今後の方向性】

本町では、当時業を実施できる施設が現在のところありません。計画期間中及び次期計画策定時においても需要の動向をみながら、対応を協議していきます。

第6章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

本計画に掲げた施策や事業を総合的に推進するため、関係各所との綿密な連絡調整を図ります。さらに、子育て支援の施策は、国や県の制度や計画との関わりが深いことから、十分に連携し、事業の有効な導入に努めます。また、本町の実情に即した取り組みを積極的に推進する上で必要な事項については、国や県への要請や働きかけを行います。

そして、何よりも、少子化や子育ての問題は社会全体の問題として、関係機関のみならず、地域の住民一人ひとりが意識し、地域全体で子育てを支えるという取り組みが重要です。

計画の実現に向けて、行政だけではなく、家庭、地域社会、学校、保育施設、関係機関等の協力が不可欠であり、地域社会と行政が連携して子育て家庭を支援していく体制づくりを進めていきます。

（１）家庭の役割

家庭においては、十分な愛情を持って子どもと接するとともに、人としての基本的なしつけや社会のルールを教え、次世代を担う子どもたちの健全な育成に努めることが大切です。

また、家庭生活は男女が協力して営むものであるという意識を育む必要があります。

（２）地域社会の役割

地域社会全体が子どもや子育て中の家庭を見守り、支えるという意識のもと、声かけや地域活動への積極的な参加を通して、地域の子どもたちや保護者らとのふれあいの機会を増やし、地域全体での子育て支援に取り組むことが大切です。

また、本計画の推進には、住民活力が大きく期待されることから、住民参画の気運を高めていくことが望まれます。

（３）保育園・幼稚園・学校教育の役割

さまざまな人との交流や多様な生活体験を通して、自主性や社会性を育みながら、子どもの個性を伸ばす教育が重視されています。また、保育園・幼稚園・学校施設は、地域コミュニティの核として、住民同士の交流の場となることも望まれます。

（４）行政の役割

行政は、本計画に掲げる施策を積極的に推進するとともに、住民や企業等が子育て支援推進に積極的に参画できるよう、情報の提供や意識の啓発に努めます。

なお、本計画は、育児支援・母子保健を中心に、教育、まちづくり、就労支援など子育てに関わる幅広い分野に及んでおり、施策の総合的・計画的な実現のため、関係各課との連携体制を強化します。